

四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務
企画提案実施要領

1. 目的

本実施要領は、四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することについて必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務

業務① 川之江浄化センター放流渠耐震補強設計施工一括業務

内容 管路番号 11828 及び 11829（川之江浄化センター放流渠）のうち緊急度の高い箇所の耐震補強における実施設計及び工事

業務② 四国中央市大規模管路修繕設計施工一括業務

内容 業務①以外の管路施設の修繕に係る実施設計及び工事

(2) 業務内容

業務内容については、別紙「四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務要求水準書」のとおりとする。

(3) 履行期間

業務① 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

業務② 契約締結日の翌日から令和 10 年 2 月 28 日（月）まで

(4) 提案上限額

一金 268,024,900 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

うち、各業務における提案上限額は以下のとおりとする。

業務① 一金 99,663,300 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

業務② 一金 168,361,600 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. 選定方式

参加資格要件の確認による第 1 次審査を事務局にて行い、第 2 次審査として企画提案書等の書類提出を求め、四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務選定委員会（以下「委員会」という）において、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を選定する。

4. 事務局

四国中央市 水資源部 下水道課 整備計画係

〒799-0413 愛媛県四国中央市中曽根町 25 番地

電話：0896-28-6230 / FAX：0896-28-6463

Eメール：gesuido@city.shikokuchuo.ehime.jp

5. 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 建設関連業務委託（コンサルタント）事業者及び建設業者の共同企業体（JV）であること。
- (2) 令和 7・8 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（建設工事、測量・建設コンサルタント等）（以下、「入札参加資格審査申請書」という）を提出している者又は令和 8 年 10 月 9 日（金）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されているものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）又は四国中央市公営企業建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 19 年四国中央市告示第 120 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 設計業務にあたる者は建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）別表に規定する登録部門のうち「下水道部門」の登録を受けている者であること。
- (9) 上記 (8) における入札参加資格審査申請書の希望業務及び登録部門について、「下水道」を登録していること。
- (10) 設計業務における管理技術者及び照査技術者は、下記に記載する者をそれぞれ配置できる者であること。
 - ①管理技術者
 - ア 技術士資格（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））を有する者
 - イ 提案事業者のうち建設関連業務委託（コンサルタント）事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
 - ②照査技術者
 - ア 技術士資格（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））を有する者
 - イ 提案事業者のうち建設関連業務委託（コンサルタント）事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
- (11) 共同企業体（JV）のうち 1 者は、四国中央市内において令和 8 年度に建設業法の規定による特定建設業の許可を受けており、下記に記載する条件を満たす者であること。
 - ア 四国中央市建設工事請負業者の格付けにおいて土木一式工事 A 等級に格付けされており、四国中央市内に本店を有する者

イ 平成 23 年度以降において、四国中央市が発注した契約金額 10,000 千円（税込）以上の下水道管路施設に係る工事を、元請として履行した実績を有する者であること。

(12) 施工業務における監理技術者及び主任技術者は、下記に記載する者をそれぞれ配置できる者であること。

① 監理技術者

ア 監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者

イ 提案事業者のうち建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

② 主任技術者

ア 一級土木施工管理技士または二級土木施工管理技士の資格を有する者

イ 提案事業者のうち建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
また、①の監理技術者又は②の主任技術者のいずれかが、以下のいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 下水道管路更生管理技士
- ・ 下水道管路管理専門技士
- ・ 下水道管きょ更生施工管理技士
- ・ 公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を得た工法について、各工法協会が実施する技術研修を修了した者

(13) 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(2)から(7)までの要件を全て満たす者であること。

(14) 必ず共同企業体の代表者を定め、構成する全ての事業者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印した「共同企業体構成表（様式 3）」及び「共同企業体協定書（様式 4）の写し」を提出すること。その際、代表者印は契約時に使用するものと同一とすること。なお、「共同企業体協定書の写し」は、契約締結までに提出すれば足るものとする。

(15) 共同企業体のうち 1 者以上が上記(10)、(11)、(12)の要件を満たす者であること。

(16) 共同企業体のうち、工事施工にあたる者（以下、「施工企業」という。）の構成員の数は 1 者又は 2 者とする。

(17) 共同企業体のうち、設計業務にあたる者（以下、「設計企業」という。）の構成員の数は 1 者とする。

(18) 共同企業体の代表者は出資比率が構成員中最大である四国中央市に本店を有する施工企業とする。また、構成員の最低出資比率の最小限度について、施工企業の構成員が 2 者の場合は、当該企業体の総出資比率の 10 分の 3 以上とする。なお、設計企業については、最低出資比率は設けない。

(19) 本業務で結成された共同企業体の構成員は、当該業務における他の共同企業体の構成員になることはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単体で提案を行うことは認めない。

(20) 参加表明書提出期限後は、共同企業体の代表者及び構成する事業者を変更することはできない。

6. 参加資格要件確認基準日

市が参加表明書を受理した日から、優先交渉権者と業務委託契約を締結するまでの間とする。

7. 選定スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	時 期
公募開始	令和 8 年 9 月 3 0 日 (水)
資料の閲覧及び貸出期限	令和 8 年 1 0 月 9 日 (金)
質問書の提出期限	令和 8 年 1 0 月 9 日 (金) 17 時必着
質問書の回答日	令和 8 年 1 0 月 1 4 日 (水)
入札参加資格審査申請書の提出期限 (未提出の場合)	令和 8 年 1 0 月 9 日 (金)
参加表明書等(第 1 次審査)の提出期限	令和 8 年 1 0 月 1 6 日 (金) 17 時必着
第 1 次審査結果通知日	令和 8 年 1 0 月 1 9 日 (月)
企画提案書等(第 2 次審査)の提出期限	令和 8 年 1 0 月 2 9 日 (木) 17 時必着
第 2 次審査(プレゼンテーション)の実 施日	令和 8 年 1 1 月 2 日 (月)
第 2 次審査結果通知日	令和 8 年 1 1 月上旬予定
契約締結日	令和 8 年 1 1 月下旬予定

8. 資料の閲覧及び貸出

資料の閲覧及び貸出について、以下のとおり行う。

(1) 閲覧及び貸出期間

実施要項の公表の翌日から令和 8 年 1 0 月 9 日 (金) (土曜日、日曜日及び祝日を除く) の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。資料閲覧及び貸出しを希望する者は、事前に事務局に連絡すること。

(2) 閲覧及び貸出資料

- ①「四国中央市下水道特別重点調査業務 成果報告書 (令和 8 年 2 月)」のうち調査結果に該当する資料
- ②「四国中央市下水道特別重点調査業務 (雨水幹線) 成果報告書 (令和 8 年 2 月)」のうち調査結果に該当する資料

(3) 貸出方法

貸出を希望する者は、借用書 (様式 1 1) に必要事項を記入の上、電子メールにより事務局に提出すること。提出を確認後、事務局窓口において電子データにより交付する。なお、貸出資料 (上記 (2) の①及び②) のデータ容量は合計約 750GB であるため、保存が可能な電子媒体 (SSD 等) を持参すること。

9. 質問の受付及び回答

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等の内容に関する質疑については、次に掲げる方法で行うこと。

(1) 提出書類

質問書（様式6）によること

(2) 提出方法

電子メールにて送信すること

(3) 受付期限

令和8年10月9日（金） 17時まで（必着）

(4) 提出先

Eメール：gesuido@city.shikokuchuo.ehime.jp

(5) 質問への回答方法及び公表

質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答する。また、全ての質問について令和8年10月14日（水）17時までに市ホームページで公表する。なお、公平を保てない可能性がある質問については回答しないことがある。

10. 参加表明書等の書類提出

(1) 提出期限

令和8年10月16日（金） 17時必着（提出が遅れた場合は、参加を認めない。）

(2) 提出先

「4. 事務局」まで

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

下記(4)の提出書類を一つの封筒に入れて提出すること。

なお、封筒の宛名面には、「四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務参加表明書」と記載すること。

(4) 提出書類

以下の様式等については、別添様式を利用すること。なお、様式については、市公式ホームページに掲載するので、各提案者はダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

- | | | |
|-----------|-----------------|----|
| ①参加表明書 | 【様式1】 | 1部 |
| ②会社概要 | 【様式2】 | 1部 |
| ③共同企業体構成表 | 【様式3】 | 1部 |
| ④業務実績確認書 | 【様式5-1、5-2、5-3】 | 1部 |
| ⑤質問書 | 【様式6】 | 1部 |

11. 第1次審査の実施

- (1) 参加表明に関する提出書類の内容について、事務局による書類審査を実施し、

参加資格要件等を審査する。

- (2) 参加表明をした者の数が5者を超える場合は、第2次審査の対象者として、委員会において5者選定する。

12. 第1次審査結果の通知

- (1) 通知日

令和8年10月19日(月)

- (2) 通知方法

審査結果は、参加表明者に対して、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知書を電子メールにて送信する。また、審査合格者には、下記の事項を併せて通知する。

- ① 企画提案書で使用する提案者記号(例：A社、B社、C社、…等)については、事務局が決定する。
- ② 第2次審査の日時、会場等

13. 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書及び価格提案書の提出期限

令和8年10月29日(木) 17時必着(提出が遅れた場合は参加を認めない。)

- (2) 提出先

「4. 事務局」まで

- (3) 提出方法

持参、書留郵便又は信書便により提出すること。

※ 価格提案書は封入封緘すること。封入封緘方法は、様式集を参照のこと。

- (4) 提出書類及び提出部数

- ① 企画提案書 8部

ア 企画提案書表紙【様式7】

イ 企画提案書【任意様式】

- ② 業務管理予定体制書【様式8-1、8-2】 1部

- ③ 企画提案誓約書【様式9】 1部

- ④ 価格提案書【様式10】 1部

ア 価格提案書には、会社名、代表者役職、代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

イ 提案金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ウ 価格提案書には、提案価格の根拠となる見積内訳書を添付すること。様式は任意とするが、要求水準書に記載の業務の内容に応じて記載すること。対象管路ごとに設計業務に係る見積内訳書及び施工業務に係る見積内訳書を作成すること。

エ 価格提案書は封入及び封緘すること。

14. 企画提案書の記載内容及び作成方法

- (1) 企画提案書の記載内容

提案者は、四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務要求水準書に基づき、次の項目について企画提案書を作成すること。

なお、提出書類によりプレゼンテーションを行うこととするため、その旨に留意して資料作成すること。

① 業務遂行能力及び実施体制について

業務のスケジュール及び実施体制を記載すること。

② 企画提案

- ・設計業務における工法選定について、経済性・施工性・耐久性を考慮し、技術的に高い水準で設計を実施する手法の提案について
- ・施工業務において安全性が確保され、施工の難易度が高い箇所に対して確実に施工を実施する手法の提案について
- ・施工業務において関係機関との協議や調整を円滑に進めるため手法や、周辺住民とのトラブルを防ぐための手法の提案について

③ 独自提案

要求水準書の記載事項に加えて独自提案がある場合はその内容を記載すること。

(2) 企画提案書作成に係る留意事項

- ① プロポーザルでは、最適な受注者を選定するために必要な企画提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではない。
- ② A4判サイズとし、縦横は任意とする。A3判も可とするが、A4サイズに折り込むこと。ページ数は企画提案書表紙【様式7】、目次を含めて12ページ以内（A3判は片面につき2ページとカウントする。）にまとめ、ページ番号を付しておく。
- ③ 提案書の各書類には、提案者の氏名等を表記せず、当市が指定する標記（例：A社、B社、C社、…等）を使用すること。
- ④ 企画提案書の専門用語等については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、選定委員が理解しやすいものとする。審査を担当する選定委員が理解できない内容については、採点されない場合があることに留意すること。
- ⑤ 企画提案書は文章、図表などで簡潔かつ明瞭に記載することとし、多色刷り、両面印刷を可とする。

15. 第2次審査（プレゼンテーション等）の実施

(1) 開催日時

令和8年11月2日（月）（予定）

※ 開始時間及び会場等詳細は、別途電子メールにより連絡する。

※ リモートでの実施とすることがある。

(2) 基本的な考え方

- ① 受託者の選定については、「別紙1 評価基準表」（3）から（4）までの各項目において評価することとする。なお、参加表明書の提出が1者のみであっても審査を行い、事務局が求める目的に添ったものであると判断した場合においては、その者を優先交渉権者とする。
- ② 提出書類等は、本業務を受託する者を選定するための資料であり、そこに盛り込

まれた内容全てが実際の契約条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、市と優先交渉権者との協議により提案の内容を変更することがある。ただし、公平性の観点から、価格評価を行った場合においては、原則、契約時点で提案価格を増額することはできないものとする。

- ③ 市は、委員会において選定された優先交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者と協議が整わなかった場合、次点交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行い、交渉が成立した者を受託者とする。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、提案者のプレゼンテーションを受け、選定委員が審査を行うものとする。審査は、提案者名を公表せず、以下のとおり行うことを予定している。

- ① プレゼンテーションは、1 者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は 40 分程度とする。（1 者につき説明 20 分以内、質疑 20 分程度）
- ② 提出した企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などは認めない。ただし、パソコン・ディスプレイによるプレゼンテーションは許可する。この場合、パソコンは提案者が用意し、ディスプレイ（75 型ワイド液晶ディスプレイ）、コード類（HDMI to HDMI のみ）は市が用意するものとする。
- ③ 提案者の出席は 5 名以内とする。なお、本業務に携わる者を 1 名以上含めることとする。
- ④ 共同企業体においては、各構成員から 1 名以上出席するものとする。
- ⑤ 実施の順番は、当市における責任抽選により決定するものとする。（抽選結果については、企画提案書の書類提出期限以降にメールにて通知する。）
- ⑥ 開始時間、会場等詳細は、別途連絡する。

(4) 選定基準

受託者の決定にあたっては、「別紙 1 評価基準表」の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。同点の者があった場合は、「別紙 1 評価基準表 No.3 企画提案書評価」の点数が高い者を上位とし、それでも選定できないときは、委員会の協議により決定する。

なお、価格評価点については、提出があった提案価格のうち最低価格を基準価格とし、次に示す計算式に基づき算出するものとする。

価格評価点 = (基準価格 ÷ 貴社提案価格) × 20 点

小数点以下四捨五入とする。

16. 第 2 次審査結果の通知

(1) 通知日

令和 8 年 11 月上旬予定

(2) 通知方法

優先交渉権者及び次点交渉権者にのみ文書にて通知する。また、審査結果を市ホームページで公表する。

17. 業務委託契約

(1) 契約形態

優先交渉権者と交渉が成立した場合に業務①及び業務②の業務委託契約をそれぞれ締結することとする。

(2) 契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約とする。

(3) 契約金額

提案上限額以内で、原則、価格提案書により提案があった金額とする。

(4) 費用の支払い

委託料の支払いは、業務完了後とする。ただし、受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

(5) 契約保証金

四国中央市公営企業契約規程（平成 19 年告示第 117 号）第 43 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第 45 条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(6) その他

交渉権者の決定後、契約の締結までの間において、交渉権者が「5. 参加資格要件」で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

18 提案者の失格要件

- (1) 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
- (2) 参加表明者以外の者が行った提案
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- (4) 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- (5) 価格提案書記載の提案価格が提案上限額を超えた場合
- (6) 複数の企画提案書を提出した場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) その他、委員会が不適格と認めた場合

19. その他留意事項

- (1) 本企画提案等に要する費用は、すべて企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
- (3) 受付期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は基本的に認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正についてはこの限りではない。

- (4) 本企画提案に係る情報公開請求があった場合は、四国中央市情報公開条例（平成 16 年条例第 15 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 提出書類は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (6) 提出書類の様式については、別紙「様式集」のとおりとする。
- (7) 企画提案書等の提出された書類に関して事務局より電話での問合せ、追加資料等の提出を求められた場合は、速やかに回答すること。
- (8) 価格提案書の開封は、本業務に関係のない職員立会いのもと、事務局において行うものとする。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、四国中央市契約規則に定めるところによる。